

第一章 序論

1-1 本研究の背景

2012 年度におけるわが国の一般廃棄物の総排出量は、4517 万 t となっている。そのうち事業系一般廃棄物（以下、事業系ごみ、とする）は 1310 万 t と全体の 29% を占めている¹⁾。

家庭系一般廃棄物はもちろん、事業系ごみについても効果的な処理施策が明らかになりつつある。事業系ごみに関する基本情報は横田²⁾により、事業系ごみ指定袋制度の減量効果は山川³⁾により、事業系ごみの発生源単位などの観点からの現状や課題は天野ら⁴⁾により、それぞれ研究されている。清掃工場における搬入規制に関する先行研究の中で、立花ら⁵⁾が事業系ごみ減量施策として最も効果があるのは、搬入規制であることを示唆している。

2013 年の清水卒論⁶⁾の自治体を対象とした研究では、搬入規制における施策の中で、他自治体のごみ混入への対策が最も効果的な減量施策であると明らかになった。その要因としては、搬入物に含まれる伝票や封筒、レシート等の証拠による他自治体のごみの判明や、市の指定ごみ袋の使用等、明確なごみの差別化が可能であることが挙げられる。また他自治体のごみ混入への対策として最も多く実施されているのは、減量効果が見込める（検査装置及び展開・目視）搬入物検査であることも明らかになっている。搬入事前予約については、義務化まで行っている場合、減量効果があるという結果から、搬入規制を実施できなくとも、搬入体制の強化による減量は可能である。

しかし、上記の清水卒論の研究におけることは、自治体側を主体とした研究のみである。実際に事業系ごみの収集運搬の際に、搬入を規制されるのは、主に事業系ごみ収集運搬許可業者（以下、許可業者、とする）である。他自治体のごみ混入といった搬入を規制される原因は数多く存在するが、果たして全ての許可業者に当てはまるものであるのか。また他の原因として挙げられる事業系ごみの適正排出ができていないといった事業系ごみ排出事業者（以下、排出事業者、とする）に対する問題等もある。この対策として、直接的に排出事業者と関わり、ごみ収集の際に排出事業者へ適正排出の指導等の役割を担っているのも、許可業者である⁷⁾。自治体（処理施設）と排出事業者のパイプ役であり、どちらの意見も尊重しなければならない許可業者は搬入規制の対策についてどのように考えているのか。

許可業者側からすると、他自治体のごみを持ち込むといった規約やマナー違反をする許可業者のみが原因で搬入が規制され、また搬入を規制するための大がかりな装置等の設置費用により、処理費用が上昇し、排出事業者との委託価格の見直しや許可業者同士の価格競争等が懸念されている⁸⁾。許可業者は排出事業者や自治体、また同業者（許可業者）に対してどのように考えているのか。過去に許可業者を対象とした事業系ごみ搬入施策についての研究はない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 3 点である。

目的 1：事業系ごみ収集運搬許可業者の実施実態を把握すること

目的 2：事業系ごみ収集運搬許可業者の搬入施策への評価を把握すること

目的 3：搬入施策への評価に影響を及ぼす要因を分析すること

1-3 本研究の意義

本研究の意義は、以下の 2 点である。

意義 1：自治体や事業系ごみ排出事業者に対しての事業系ごみ収集運搬許可業者の意見参考になること

意義 2：自治体が事業系ごみ収集運搬許可業者に対して、事業系ごみ搬入施策についての理解を得る参考資料になること

1-4 本研究の方法

- (1) 事業系ごみに関する過去の研究等により、事業系ごみや搬入施策等の概要を整理する。
- (2) 事業系ごみに関する過去の研究等により、許可業者についての情報収集を行い、現状を把握する。
- (3) (1)、(2) を基に作成した調査票を用いて、許可業者にアンケート調査を実施する。
- (4) アンケート回収後、それらの集計を行い、基礎情報や収集運搬業、自治体、排出事業者に対しての意見・要望等から、許可業者の実施実態を把握し、また搬入施策についての評価を整理する。
- (5) 行った集計等を基に、順序ロジスティック回帰分析を行い、許可業者の搬入施策への評価に影響を及ぼす要因を考察する。

1-5 本研究の構成

第一章 本研究の背景，意義，方法，構成，用語について記述する。

第二章 事業系ごみの概要，搬入規制の概要，許可業者の概要について記載する。

第三章 本研究の調査方法について詳しく記載する。

第四章 アンケート調査によって明らかになった，許可業者の実施実態，及び許可業者の搬入施策への評価について，記載する。

第五章 順序ロジスティック回帰分析によって，明らかになった，許可業者の事業系ごみ搬入施策への評価に影響を及ぼす要因について，分析結果を記載する。

第六章 本研究の結論として，目的 1(事業系ごみ収集運搬許可業者の実施実態把握)，目的 2(事業系ごみ収集運搬許可業者の搬入施策への評価把握)，目的 3(評価に影響を及ぼす要因分析)について記載する。

1-6 本研究における用語の定義

本研究に出てくる主な用語について説明する。

- * 自治体：本研究で「自治体」とは、市制施行自治体のことを意味する。
- * 事業系ごみ：事業系一般廃棄物のことを意味する。
- * 処理施設：事業系一般廃棄物を対象とする焼却工場を意味する。
- * 搬入施策：処理施設の現場において、「資源ごみ・産業廃棄物・他自治体のごみ」等を対象に実施されている「搬入物検査」等の事業系ごみ施策を指す。

<参考文献>

- 1) 環境省 廃棄物処理技術情報：一般廃棄物の排出及び処理状況等について
<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h24/index.html>， 2015-1-20
- 2) 横田勇：事業系一般廃棄物に係る政策的課題，都市清掃，59(269)，pp.6-10(2006)
- 3) 山川肇：事業系ごみ指定袋の減量効果，廃棄物学会研究発表会講演論文集，15(1)，pp.280-282(2004)
- 4) 天野耕二，渥美史陽：事業系ごみの公共処理量に影響を及ぼす要因について，廃棄物学会研究発表会講演論文集，8(1)，pp.13-15(1997)
- 5) 立花佳大，金谷健：自治体の事業系ごみ減量施策の実施実態と比較評価，第38回環境システム研究論文発表会講演集，pp.183-192(2010)
- 6) 清水康平：自治体における事業系ごみへの搬入規制等の実施実態と効果的な事業系ごみ減量施策，滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科2013年度卒業論文，pp.63(2014)
- 7) 事業系一般廃棄物対策~自治体ごとの施策と処理業界の対応~，月刊廃棄物，39(7)pp.2-17(2013)
- 8) 藤原健史，事業系一般廃棄物の減量化 -指定袋制度について-
<<http://www.ea21.jp/whatnew/pdf/okayama2.pdf>>， 2014-12-28

第二章 事業系一般廃棄物と収集運搬許可業者の概要

2-1 はじめに

本章では、事業系ごみの概要及び許可業者の概要について示す。

2-2 事業系ごみの概要

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物の 2 つに大別される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法、とする）」及び同法施行令で定める 20 種類のものであり、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている¹⁾。また、事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物という。本研究における「事業系ごみ」とは、この事業系一般廃棄物を指す（図 2-1）。

なお、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固形不要物」、「動物のふん尿」、「動物の死体」の 7 品目については、廃棄物処理法で定められた特定業種が決まっており、その業種から出たものに関しては産業廃棄物となるが、それ以外の業種から出たものについては事業系一般廃棄物となる。

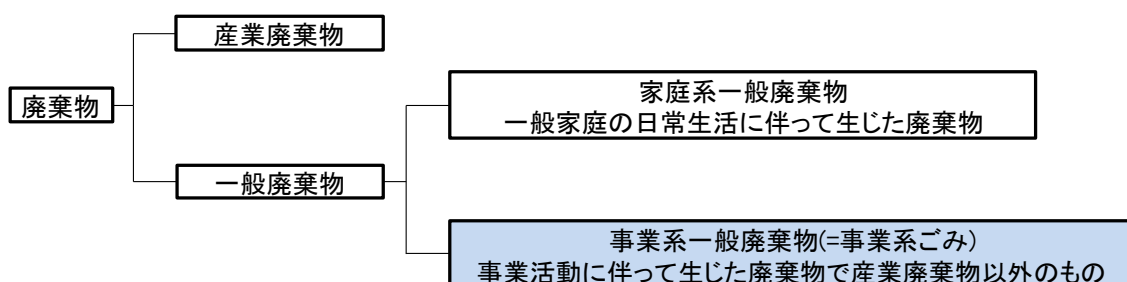


図 2-1 事業系ごみの位置づけ

2-3 自治体における事業系ごみ搬入施策の概要

本節では、過去の研究等で明らかになった事業系ごみ搬入施策の概要について、以下に示す。

2-3-1 搬入物の目視・展開検査による搬入物検査²⁾

搬入物の目視・展開検査による搬入物検査とは、事業系ごみとして搬入された搬入物を処理する際に、資源ごみ、産業廃棄物、他自治体のごみが混入されていないか、プラットホーム上で、検査官が目視や、ごみ袋の展開により検査することである。

埼玉県蓮田市と白岡市の 2 市からなる蓮田白岡衛生組合では、年 2 回の搬入物検査を実施している。検査では、検査票に基づいて、車両ごとに搬入時間・運転手名・搬入カード

の携帯の有無など、各項目をチェックした上でヤードに搬入物を展開する。職員 2、3 人で産業廃棄物や他自治体のごみが混入されていないか、全てのごみをチェックする。違反があった場合は、車両ナンバー、異物の混入状況とともに、伝票や封筒、レシートなどを証拠として写真撮影する。これらのデータから排出事業者が判明するだけでなく、他自治体のごみの混入が発覚することもある。違反業者については、組合職員数人からなる審査会で行政指導及び処分方法が決定される。

2-3-2 搬入物検査装置による搬入物検査

搬入物検査装置とは、自走式コンベアごみ投入検査機といったベルトコンベア上から目視検査ができ、ピット内に直接ごみを受け入れることができるといった装置である。受入検査の容易化・短時間化・省力化、金属・陶器・木材・雑誌・プラスチック等の不適物発見の容易化を実現し、労力削減と効率化に貢献している³⁾。

大阪府大阪市では、焼却工場への搬入物検査は従来からも実施しており、プラットホームに展開し、手作業で確認していたため、搬入車両全体の 1%程度しか検査ができていなかった。2010 年 4 月の検査装置導入後は、展開検査に係る時間が搬入車両 1 台につき約 1 時間かかっていた検査が半分の 30 分程度に短縮され、効率化が進んだ。2009 年度は約 3 万 9000 台の検査にとどまっていたが、2011 年度には約 11 万台と検査台数は 3 倍に増加した。これは年間の許可業者搬入車両総数（約 46 万台）の約 4 分の 1 に相当する数字となった⁴⁾。

「搬入物検査装置による搬入物検査」は、「目視・展開検査による搬入物検査」に比べ、効率的な検査の実施が可能であるが、実施率は低く、「目視・展開検査による搬入物検査」が主な搬入物検査となっている。また、検査装置の導入については、「検査装置を使わずとも、現在の検査方法で十分対応が可能」という自治体が多いのが現状である⁵⁾。

2-3-3 他自治体のごみ混入⁵⁾

清水卒論の研究で回答のあった 172 の自治体では、他自治体のごみ混入への対策としては「搬入物検査」に次いで、「排出者情報について聞き取り」、「市の指定ごみ袋の使用」等が多く実施されており、排出者の特定及び排出物の差別化による対策が多い傾向にあると明らかになっている。

2-3-4 資源化可能物への搬入規制

埼玉県さいたま市では、びんや缶、ミックスペーパーなどの紙ごみを 2 ヶ所の指定施設で資源物として受け入れており、搬入手数料は 100 円（全国の平均搬入手数料はおおよそ 170 円）⁶⁾と比較的安く設定している。また、剪定枝や木くず、刈草類も資源物として、民間のリサイクル業者 2 社に一般廃棄物処分業の許可を与え、木質チップなどにリサイクルできるように促している。ペットボトルに関しては、さいたま市内でリサイクルして売却する

場合に限り、一般廃棄物収集運搬許可業者にペットボトルの収集運搬を許可している⁶⁾。

また全国では「資源化可能物」として規制の対象となっている品目は、「びん・缶・金属類・古紙」が半分以上を占め、事業系ごみの資源化への動きとしては、資源化に関する情報提供が主な取り組みとなっている⁵⁾。

2-3-5 産業廃棄物混入への対策

那須塩原市の那須塩原クリーンセンターに搬入される事業系ごみは、年々増加傾向にあり、事業系ごみの搬入物調査を実施したところ、資源化できるものや産業廃棄物と思われるものが混入していた。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない」といった義務があるにも関わらず、排出事業者自身が資源化できるものを把握できていない、また事業系一般廃棄物と産業廃棄物を区別できていないとし、「事業系廃棄物処理の手引き」を作成した。手引きの内容としては、那須塩原市の事業系廃棄物の現状と分別方法が主である⁷⁾。

また清水卒論の研究から産業廃棄物混入への対策としては「搬入物検査」に次いで、「適正区分について事前指導・立入調査・訪問指導」、「パンフレット・チラシ・ホームページ等の啓発物」等の未然策といえる対策が多い傾向にある⁵⁾。

2-3-6 搬入物の事前届け出制²⁾

高槻市では、一般廃棄物持込搬入分において、市外物混入の可能性が見受けられたため、2009年12月より一般持込搬入分の事前届け出制度を開始した。必要と判断した場合、現地訪問と排出状況の確認を行うこととし、継続的な監視体制の構築により、一般廃棄物持込搬入量は対策前の3割程度にまで減少した。

2-3-7 効果的な搬入施策⁵⁾

清水卒論の研究で「他自治体のごみ混入への対策」が都市規模に関係なく効果的な搬入施策であるということがわかっている。効果的とは、ここでは「事業系ごみが減量すると効果的である」と定義付けする。他自治体のごみは、資源ごみや産業廃棄物に比べ、搬入物に含まれる伝票や封筒、レシート等の証拠による他自治体のごみの判明や、市の指定ごみ袋の使用等、明確なごみの差別化が可能であることが要因の一つであった。

また、「他自治体のごみ混入への対策」として最も多く実施されているのは、減量効果が見込める搬入物検査(検査装置及び展開・目視)であった。その搬入物検査の実施実態として、すでに検査を実施している自治体については、検査装置を使わずともベストな処理体制・検査体制が確保されている。検査装置はより効率的な検査及び処理が可能だが、大都市中心の検査手法になっている。また、搬入事前予約については、義務化まで行っている場合、減量効果があるということから、搬入規制を実施できなくとも、搬入体制の強化による事

業系ごみの減量は可能であると考えられている。

2-4 事業系ごみ収集運搬許可業者の概要

2-4-1 事業系ごみ収集運搬許可業者の許可⁹⁾

事業系ごみの収集・運搬は市町村や都道府県から許可を得た業者のみ、業務を遂行することが可能である。その許可を得るには、事業系ごみの収集運搬業の場合、市町村長許可となり、市町村に必要書類等を提出した後に、許可を得ることができる。許可には市町村長の裁量度合いが大きく、その市町村の処理計画の中に組み込まれるため、ごみの減量を推進している市町村等は許可業者数を制限しており、市町村によっては許可を取得したくても、取得さえできない業者もある。それに比べ産業廃棄物の収集運搬業は、都道府県知事と一部政令市長の許可となっており、事業系ごみ収集運搬業の許可との大きな違いは、許可の要件が整っていれば許可を出すことが原則できるということである。

2-4-2 収集運搬許可業者数の規制緩和¹⁰⁾

平成 26 年 10 月 8 日に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」を通知した。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である、とされていたことから、基本的には一般廃棄物処理業の許可処分または許可更新処分について、市町村が厳格に行わなければならない。しかし、市町村の運用はさまざまで、下線部にあるように、継続的かつ安定的な実施を確保するために、規制を緩和している市町村もある。こういった背景から平成 26 年 1 月 28 日に最高裁第三小法廷判決で、「一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられないものといえる。」とされ、近年、許可業者の規制は基本的な考え方であり、今後も規制されるべき性格の事業である。

2-4-3 事業系ごみ収集運搬許可業者の位置づけ¹¹⁾

許可業者は、排出事業者と各自治体の処理施設間のごみの収集運搬業務を行う業者として位置づけされる。自治体の処理施設への搬入は、排出事業者が自ら持ち込むか、自治体が許可を与えた許可業者が請け負うことになっている。

排出事業者は、許可業者に収集・処理を一括して委託する。委託の料金設定は 86%の自

自治体で排出量単純比例型をとっている。また許可業者は、処理施設にて処理手数料を自治体に支払う³⁾。その差し引きが基本的に許可業者の収入となる（図 2-2）。

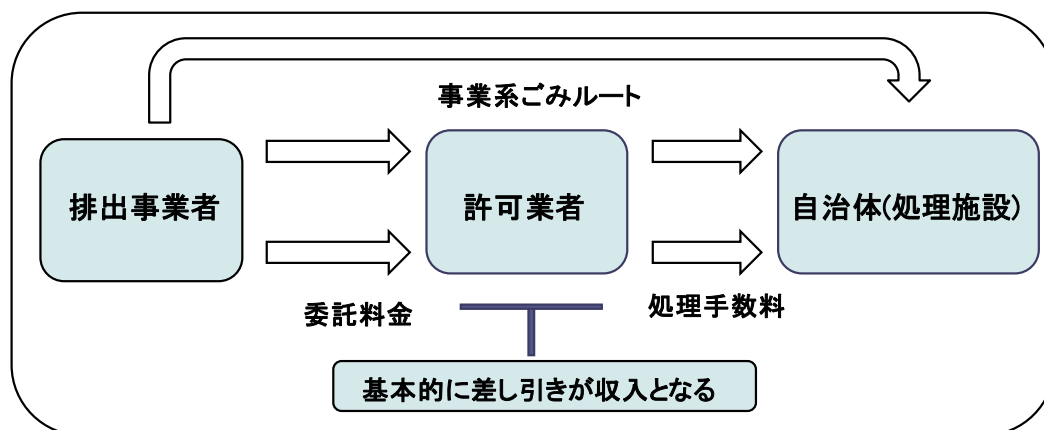


図 2-2 許可業者の位置づけ

2-5 許可業者に対する自治体の取り組み内容²⁾

事業系ごみに関する過去の研究等で明らかになっている、許可業者に対する自治体の効果的な事業系ごみ減量指導には、排出事業者への各自治体の正しい事業系ごみ出しに関する説明の促進指導、深夜営業店や繁華街から出る悪臭を放つごみやカラス等の動物に荒らされるごみ等の収集時間帯の見直し指導、排出先が規定の範囲内かを確認するための搬入事前予約の義務化、他自治体のごみ搬入の指導、各自治体で決められた資源化可能物の搬入規制の指導等がある。

また許可業者に対する自治体の効果的な事業系ごみ減量取り組み内容として、大規模建設事業所や大規模排出事業者に事業系ごみ減量化計画提出の啓発、排出事業者への事業系ごみ出し教育の指導と啓発、減量化優良許可業者に対する表彰制度等がある。

<参考文献>

- 1) 環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html>>， 2014-12-29
- 2) 月刊廃棄物編集部：事業系一般廃棄物対策 ～自治体ごとの施策と処理業界の対応～，
 月刊廃棄物， 39(7)， pp.2-17(2013)
- 3) カヤバ システム マシナリー株式会社：自走式コンベアごみ投入検査機
 <https://www.kyb-ksm.co.jp/products/environmental_industrial/environmental_industrial-0034.html>， 2015-2-16
- 4) 大阪市：事業系ごみの、分け方・出し方
 <<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000051841.html>>， 2015-1-20
- 5) 清水康平：自治体における事業系ごみへの搬入規制等の実施実態と効果的な事業系ごみ

- 減量施策, 滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科 2013 年度卒業論文, pp.61,63(2014)
- 6) 月刊廃棄物編集部：事業系ごみ対策の進展 ～自治体ごとの判断とそれぞれの施策～,
月刊廃棄物, 38(7), pp.8-13(2012)
 - 7) 那須塩原市：暮らしのガイド, ごみ・リサイクル, 事業ごみ
<<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/29/90/000630.html>>, 2015-1-20
 - 8) EIC ネット：一般廃棄物収集運搬許可について
<<http://www.eic.or.jp/qa/?act=view&serial=34156>>, 2015-1-17
 - 9) 環境省：一般廃棄物処理実態調査結果
<http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h24/index.html>, 2015-1-17
 - 10) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長, 一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の
処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について
<<http://www.env.go.jp/hourei/11/>>, 2015-2-21
 - 11) 藤原健史, 事業系一般廃棄物の減量化 -指定袋制度について-
<<http://www.ea21.jp/whatnew/pdf/okayama2.pdf>>, 2014-12-28

第三章 調査対象及び調査方法

3-1 はじめに

本章では、第二章で取り上げた事業系ごみ、事業系ごみ搬入施策、許可業者の概要等を踏まえ、アンケートを実施する際のアンケート送付許可業者を選択する過程を示す。またアンケート調査から集計結果までの調査方法の手順も以下に示す。

3-2 アンケート送付事業系ごみ収集運搬許可業者の決定過程

本節では、第二章に取り上げた事業系ごみ、事業系ごみ搬入施策、許可業者の概要等を踏まえ、アンケートを実施する際のアンケート送付許可業者を決定する過程を示す。

3-2-1 アンケート送付対象自治体の選定

アンケートを送付する際、全ての自治体を対象と想定したが、平成 25 年に清水¹⁾が自治体宛てに事業系ごみ施策に関するアンケートを送付した。その際には、332 自治体の情報のみしか集まらなかったため、今回の許可業者宛てのアンケートも 332 自治体内での調査とする。なぜなら清水¹⁾の自治体を対象とした事業系ごみへの搬入規制に関するアンケート結果の一部を用いて、本研究で行う許可業者を対象とした搬入施策についてのアンケート結果とを合わせて分析するためである。具体的には、分析の際の説明変数の 1 つとして、分析対象許可業者の対象自治体の搬入施策数を用いるためである。

しかし、その中でも、事業系ごみ施策について、無回答の自治体や、搬入施策を行っていない、検討中、検討もしていないと回答した自治体については、本アンケートの目的である搬入施策の評価について検討できないため、送付対象外とし、事業系ごみ施策を実施していると回答のあった 260 自治体をアンケート送付対象自治体とする。

3-2-2 アンケート送付対象許可業者の抽出

3-2-1 で選定した 260 自治体全てのホームページや許可業者のホームページを検索し、許可業者を抽出した。260 自治体のうち、239 自治体の許可業者名を把握できた。本研究のアンケート対象は、許可業者であるため、アンケート調査の対象は 239 自治体から抽出した 4572 業者数とした。アンケート送付対象自治体数を許可業者別に、表 3-1 に示す。また表 3-2 にアンケート送付対象許可業者数等を対象自治体の人口²⁾別に整理した。これらは後のアンケート分析で用いる。

表 3-1 許可業者数別の自治体数

許可業者数(業者)	市数(市)	許可業者数(業者)	市数(市)
1～5	79	31～50	25
6～10	39	51～100	16
11～30	77	101～	3

表 3-2 各自治体の人口別許可業者数等のデータ

人口数	10万人以下	10～30万人	30万人以上
許可業者数	1624	1501	1447
自治体数	140	72	27
平均(許可業者数)	11.6	20.8	53.6
標準偏差(許可業者数)	12.0	18.6	51.0
最大値(許可業者数)	55.0	85.0	236.0
最小値(許可業者数)	1	1	3
人口(万人)/許可業者数	0.48	0.77	1.23

3-2-3 アンケート送付許可業者の決定

三章でこれまで、アンケート送付の対象自治体、対象許可業者の選定、抽出を記載した。表 3-3 はアンケート対象自治体リストである。

表 3-3 アンケート対象自治体リスト

都道府県名	自治体名
北海道	登別市、千歳市、根室市、美瑛市、札幌市、北見市、石狩市、名寄市、岩見沢市、紋別市
青森県	黒石市、五所川原市、弘前市
岩手県	釜石市、花巻市、遠野市、陸前高田市
宮城県	登米市、仙台市、石巻市
秋田県	男鹿市
山形県	寒河江市、鶴岡市、新庄市
福島県	なし
茨城県	龍ヶ崎市、つくばみらい市、那珂市、稲敷市、つくば市、ひたちなか市、牛久市筑西市
栃木県	栃木市
群馬県	藤岡市、高崎市、安中市、館林市
埼玉県	和光市、川越市、ふじみ野市、桶川市、加須市
千葉県	いすみ市、木更津市、八街市、成田市、東金市、勝浦市、柏市、千葉市、鎌ヶ谷市、習志野市、野田市、旭市、印西市
東京都	武蔵野市、昭島市、立川市、東村山市
神奈川県	川崎市、伊勢原市、茅ヶ崎市、三浦市、相模原市、秦野市、逗子市
新潟県	南魚沼市、新発田市、五泉市、小千谷市、十日町市、魚沼市、新潟市
富山県	富山市、高岡市、砺波市、魚津市
石川県	輪島市、能美市
福井県	福井市、敦賀市
山梨県	中央市、上野原市、甲府市
長野県	なし
岐阜県	山県市、美濃加茂市、瑞浪市、飛騨市、中津川市、下呂市
静岡県	磐田市、熱海市、伊豆の国市、焼津市、富士宮市、富士市、伊東市、浜松市、静岡市
愛知県	春日井市、蒲郡市、知多市、小牧市、常滑市、豊川市、稲沢市、一宮市、大府市、瀬戸市、みよし市、犬山市、愛西市、高浜市、西尾市
三重県	桑名市、亀山市
滋賀県	高島市、近江八幡市、大津市、栗東市、長浜市、東近江市
京都府	京丹後市、綾部市、京都市、城南市
大阪府	柏原市、寝屋川市、貝塚市、藤井寺市、岸和田市、和泉市、泉南市、交野市、泉大津市、守口市、堺市、高石市、四條畷市、大東市
兵庫県	西脇市、高砂市、三木市、豊岡市、加西市、姫路市、三田市、明石市、赤穂市、宝塚市、伊丹市、尼崎市
奈良県	天理市、桜井市、大和郡山市、橿原市
和歌山県	有田市、岩出市、和歌山市、田辺市
鳥取県	倉吉市
島根県	浜田市
岡山県	津山市、新見市、倉敷市、玉野市、高梁市、総社市
広島県	安芸高田市、尾道市、東広島市、竹原市、呉市、広島市、三次市
山口県	下松市、長門市、周南市、岩国市
徳島県	なし
香川県	高松市
愛媛県	大洲市、今治市、松山市、西条市
高知県	高知市
福岡県	福津市、柳川市、うきは市、中間市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、大牟田市
佐賀県	小城市
長崎県	長崎市、大村市、松浦市、平戸市
熊本県	八代市、菊池市、熊本市、宇城市
大分県	豊後大野市、豊後高田市、竹田市
宮崎県	都城市、串間市
鹿児島県	鹿屋市、日置市、西之表市、鹿児島市
沖縄県	宮古島市

3-2-3-1 社会調査の標本数

本アンケートを送付する許可業者数を選択する際、社会調査の標本数の決め方³⁾を参考した。必要なサンプル数を信頼度 95%，標本誤差 0.08 とすると、
 $((1.96/0.08)^2) \times 0.5 \times 0.5 = 150$ となる。許可業者にアンケートを送付するため、回収率を 25% と想定し、送付件数を求めると、
 $150/0.25=600$ となる。よって 600 業者以上の許可業者にアンケートを送付する。

3-2-3-2 アンケート送付事業系ごみ収集運搬許可業者数の抽出

表 3-1 からわかるように、1 市あたりの許可業者数にはかなりばらつきがある。そこでアンケート送付件数である 654 とアンケート対象自治体の 239 市を用いて、1 市あたりいくつの許可業者にアンケートを送付すれば、各市への送付数が均等になるように送付できるか、求めると、

$600 \text{ 業者} / 239 \text{ 市} = 2.51 \text{ 業者} / \text{市}$ となった。

以上の結果から、1市あたり3業者にアンケートを送付できれば偏りなく、アンケートを送付することができる。

3-2-3-3 各自治体内の許可業者数に見合った抽出方法

今回のアンケートでは、可能な限り、多くの自治体と許可業者とを合わせて分析を行うことを前提に抽出する。239あるアンケート送付対象自治体の4572の許可業者の中から3-2-3-2で示したおよそ600の許可業者数だけを抽出する。しかし単純に各自治体の許可業者のうちから3業者を抽出し、アンケートを送付するということはできない。自治体によっては、許可業者が1業者、2業者といった自治体がある。その数を考慮するため、以下のことに注意し、抽出を行う。

抽出の際の注意点として、1市あたり4業者以上ある自治体からは、初めに4業者を抽出し、その内から3業者以上の送付先住所またはメールアドレスを把握できれば、抽出終了、その把握が2業者以下の場合、3業者の送付先住所等を把握できるまで、自治体内の許可業者を1業者ずつ抽出し、送付先住所等の検索を続行する。なお、この作業では1市あたりの許可業者数が4業者以上あるアンケート送付対象自治体でも、住所検索ができなかった許可業者がほとんどを占める自治体では送付件数が2件以下になる可能性もある。この問題に配慮するため、初めに4業者を抽出し全て住所等を把握できれば、その自治体は4業者にアンケートを送付するという事で考慮する。各自治体内での許可業者の抽出方法としては無作為抽出を行う。

こうすることで、239全てのアンケート対象自治体の許可業者に、送付先住所等の有無を考慮し、また各市への送付数が均等になるよう考慮したアンケートの送付が可能となる。

3-2-4 抽出結果

これまで、三章で記載した内容通りに選定、抽出、決定を行った。アンケート送付許可業者は、239自治体、4572許可業者の内の630の許可業者をアンケート送付許可業者とした。

3-3 事業系ごみ収集運搬許可業者へのアンケート調査

全国の許可業者の実施実態の把握と許可業者の搬入施策への評価について、アンケート調査により把握する。

3-3-1 調査目的

全国の事業系ごみ収集運搬許可業者の実施実態の把握と事業系ごみ収集運搬許可業者の搬入施策への評価の把握を目的とする。

3-3-2 調査方法

上記の 3-3-1（調査目的）を達成するために、アンケート調査を実施した。

3-3-3 調査対象

3-2 で記載した通り、239 自治体 630 の許可業者をアンケート送付許可業者とする。

3-3-4 実施時期

アンケート調査の実施期間は 2014 年 11 月 19 日から 2014 年 12 月 12 日である。

3-3-5 アンケート調査の内容

事業系ごみに関する過去の研究等（第二章参照）を参考に、許可業者と自治体による事業系ごみの搬入規制の内容を加味し、アンケート調査票を作成した。質問内容、回答方法、有効回答数を表 3-4 に示し、アンケートの調査票は付録 1 に掲載する。

アンケート内容は大きく 4 つの項目に分けられる。アンケート調査の目的である全国の事業系ごみ収集運搬許可業者の実施実態の把握のために、「1.基礎情報」、「2.事業系ごみ収集運搬について」、「4.その他」を設け、事業系ごみ収集運搬許可業者の搬入施策への評価の把握のために「3.自治体の実施している事業系ごみ搬入に関する施策の評価（5段階評価）」を設けた。その理由として、自治体における事業系ごみ搬入規制の実施実態と合わせて分析するためである。また「4.その他」（表 4-1 参照）の質問内容では、自由記述欄を設け、許可業者の現状も調査する。

表 3-4 アンケートの内容

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1.基礎情報			
1	従業員(正社員)数	記述式	n=125
2	収集運搬業務の対象自治体名・自治体数	記述式	n=125
2.事業系ごみ収集運搬について			
1	収集運搬車両台数	記述式	n=125
2	委託先件数	記述式	n=125
3	収集運搬量	記述式	n=125
4	収集運搬業務以外の実施業務内容	選択式(複数回答可)	n=125
5	資源回収について	選択式(複数回答可)	n=91
6	環境問題への関心	選択式(複数回答可)	n=125
7	収集運搬量の増減	記述式	n=125
8	過去10年間の収集運搬量の増減	選択式(択一式)	n=125
3.自治体が実施している事業系ごみ搬入に関する施策の評価			
1	検査装置による搬入物検査	選択式(択一式)	n=113
2	検査装置を使わない搬入物検査	選択式(択一式)	n=113
3	資源化可能物(事業系古紙等)への搬入規制	選択式(択一式)	n=113
4	産廃混入への対策	選択式(択一式)	n=113
5	他自治体のごみ混入への対策	選択式(択一式)	n=113
6	生ごみ(事業系食品廃棄物)への搬入規制	選択式(択一式)	n=113
7	処理困難物への搬入規制	選択式(択一式)	n=113
8	許可業者への搬入事前予約の義務化	選択式(択一式)	n=113
9	自己搬入者への搬入事前予約の義務化	選択式(択一式)	n=113
10	ごみピット内に監視カメラの設置	選択式(択一式)	n=113
11	不適正搬入物の排出場所の特定	選択式(択一式)	n=113
12	事業系の有料指定袋制度	選択式(択一式)	n=113
13	事業系ごみ処理手数料の値上げ	選択式(択一式)	n=113
14	許可業者への研修会等の開催	選択式(択一式)	n=113
	全体評価	選択式(択一式)	n=113
4.その他			
1	委託を受けるための業務	選択式(複数回答可)	n=84
2	自治体への要望	記述式	n=50
3	排出事業者への要望	記述式	n=62
4	他の収集運搬業者への要望	記述式	n=24

<参考文献>

- 1)清水康平:自治体における事業系ごみへの搬入規制等の実施実態と効果的な事業系ごみ減量施策, 滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科 2013 年度卒業論文, pp.61,63(2014)
- 2) 総務省 統計局:市区町村別の人口及び世帯数
<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/17216_1.html>, 2014-1-19
- 3)鄭躍軍, 金明哲:R で学ぶデータサイエンス 17 社会調査データ解析, 共立出版株式会社, pp.47-49(2011)

4-1 はじめに

本章では、全国の許可業者の実施実態の把握と許可業者の搬入施策への評価について、アンケート調査により把握する。

4-2 アンケートの目的

3-3-1(調査目的)で述べた通りである。

4-3 アンケートの調査方法

3-3-2(調査方法)で述べた通りである。

4-4 アンケートの調査対象

3-3-3(調査対象)で述べた通りである。

4-5 アンケート調査の実施時期

3-3-4(実施時期)で述べた通りである

4-6 アンケート調査の内容

3-3-5(アンケート調査の内容)で述べた通りである。

4-7 集計方法について

集計方法は許可業者単位で集計を行い、アンケートの回答通りに従ってアンケート結果を決定する。

なお、アンケートの質問内容、および調査結果については、廃棄物処理法¹⁾により「産業廃棄物」と「他自治体のごみ」の搬入は違法となっていることを前提とする。

4-8 アンケート調査の結果及び考察

特に記述のない限り、アンケート調査の結果を基にした、結果及び考察をする。

4-8-1 基礎情報について

許可業者の基礎情報を把握し、許可業者の規模を測る。

4-8-1-1 許可業者の従業員数

許可業者の従業員数について、表 4-1 に示す。従業員数が 100 名を超える許可業者は 5% にも及ばず、また従業員数が 30 名以下の許可業者がおよそ 60% を占めている。以上から、許可業者は小さな規模の業者が多いと予測される。

表 4-1 従業員(正社員)数 (記述式, n=125)

従業員数	回答許可業者数	回答率
1-10名	34	27%
11-30名	40	32%
31-50名	25	20%
51-100名	20	16%
101名以上	5	4%
不明	1	1%

4-8-1-2 許可取得自治体数

許可取得自治体数について、表 4-2 に示す。許可取得自治体数は 1 市のみという回答が 39%で最も高い。他の自治体の許可を得ることができれば処理範囲が増えるが、立地する 1 市のみ、または隣接する市町村程度で十分と考える業者が多いのではないかと。以上から、許可業者は小さな規模の業者が多いと予測される。

表 4-2 許可取得自治体数 (記述式, n=125)

許可取得自治体数	回答許可業者数	回答率
1市	49	39%
2-3市	42	34%
4-6市	16	13%
7-10市	8	6%
11-30市	6	5%
31市以上	2	2%
不明	2	2%

4-8-2 事業系ごみ収集運搬業について

許可業者の事業系ごみ収集運搬業等を把握し、実施実態や現状を把握する。

4-8-2-1 収集運搬車両台数

各許可業者が保有する収集運搬車両台数について、表 4-3 に示す。車両台数が 3 台以下の許可業者が 37%と最も多い。しかし、収集運搬車両台数が 0 台という回答はなく、やはり収集運搬車なしでは、業務を行うことができないとわかる。

表 4-3 収集運搬車両台数 (記述式, n=125)

車両台数	回答許可業者数	回答率
1-3台	46	37%
4-6台	26	21%
7-10台	16	13%
11-30台	30	24%
31-50台	2	2%
51台以上	2	2%
不明	3	2%

4-8-2-2 委託先件数

各許可業者の委託先件数について、表 4-4 に示す。委託先件数については、30 件以下の許可業者もあれば、300 件以上ある許可業者も少なくはなく、かなりばらつきがある。また「その他」の回答として、市の委託があれば収集運搬業務を行うため、定期的なものはないといった回答や、引っ越し事業者のみしか取り扱っていないといった許可業者があった。

表 4-4 委託先件数（記述式，n=125）

排出事業者数	回答許可業者数	回答率
1-10件	17	14%
11-30件	18	14%
31-100件	23	18%
101-300件	34	27%
301-500件	13	10%
501件以上	11	9%
その他	3	2%
不明	6	5%

4-8-2-3 年間収集運搬量

各許可業者の平成 25 年度の年間収集運搬量について、表 4-5 に示す。年間収集運搬量において、委託先件数と同じように、かなり処理量にばらつきがある。また収集運搬量 0 トンを示した許可業者のように、許可を得ていても、収集運搬業務を行っていない業者があることがわかった。その他の回答内容は、委託が定期的でないため、把握できていないといったものだった。

表 4-5 年間収集運搬量（記述式，n=125）（平成 25 年度）

収集運搬量	回答許可業者数	回答率
0.1-10トン	7	6%
11-100トン	12	10%
101-500トン	29	23%
501-1000トン	13	10%
1001-3000トン	36	29%
3001-5000トン	8	6%
5001-10000トン	6	5%
10001トン以上	4	3%
0トン	2	2%
その他	1	1%
不明	7	6%

4-8-2-4 他の業務内容

各許可業者が行っている他の業務の有無について、表 4-6 に、また「有り」と回答のあった許可業者が行っている業務内容について、表 4-7 に示す。また許可業者が行っている他の業務数について表 4-8 に示す。

表 4-6 より、「有り」と回答した許可業者がほとんどで、事業系ごみの収集運搬を専門で行

っている許可業者は非常に少ない。また表 4-7 より、産業廃棄物収集運搬、資源回収を業務内容とする許可業者が多い。その他の回答内容は、遺品整理業や仮設トイレレンタル、自転車撤去業務といった予測、検討していなかった業務内容があった。

表 4-6 他の業務内容の有無(択一式, n=125)

有無	回答許可業者数	回答率
有り	118	94%
無し	7	6%

表 4-7 他の業務内容(複数回答可, n=118)

業務内容	回答許可業者数	回答率
資源回収	91	73%
産業廃棄物収集運搬	105	84%
産業廃棄物処理	50	40%
一般廃棄物収集運搬	5	4%
一般廃棄物処理	3	2%
し尿汲み取り	6	5%
浄化槽管理等	7	6%
建設業・解体業	6	5%
その他	15	12%

表 4-8 他の業務数

他の業務数	許可業者数
0	9
1	15
2	40
3	42
4	10
5	4
6	5

4-8-2-5 資源回収の資源化品名

表 4-8 の他の業務内容において、資源回収を行っている許可業者の資源回収の品名を表 4-9 に示す。資源化品名においては、びん、缶、金属類、古紙といった代表的な資源化物が多かった。

表 4-9 資源化品名 (複数回答可, n=91)

品名	回答許可業者数	回答率
びん	62	68%
缶	85	93%
金属類	70	77%
古紙	84	92%
衣類・布類	30	33%
木くず	31	34%
生ごみ	27	30%
ペットボトル	15	16%
廃プラスチック	8	9%
ビニール	5	5%
発砲スチロール	4	4%
その他	6	7%

4-8-2-6 環境問題への意識

各許可業者の環境問題への意識について、表 4-10 に示す。ほぼ全ての許可業者が「非常に興味がある」または「興味がある」と、環境問題への意識を示した。また「どちらでもない」と回答のあった許可業者は、環境問題への意識はもちろん必要とされているが、やはりコストがかかるのも事実なので、バランスの配慮が必要であると回答した。しかし、「あまり興味がない」と回答のあった許可業者は、収集運搬業とは関係がないと、未だに環境問題への意識がない許可業者も少ないとは考えるが、存在することが把握できた。

表 4-10 環境問題への意識 (択一式, n=125)

関心度	回答許可業者数	回答率
非常に興味がある	57	46%
興味がある	64	51%
どちらでもない	1	1%
あまり興味がない	1	1%
全く興味がない	0	0%
不明	2	2%

4-8-2-7 収集運搬量の増減

各許可業者の平成 25 年度と前年度比との、事業系ごみの収集運搬量を%単位で、表 4-11 に示す。前年度から収集運搬量が、減少している許可業者はおよそ 20%と少なく、およそ 70%の許可業者の収集運搬量が増加している。最も大きい値は 80%増を示した許可業者であった。

表 4-11 前年度からの収集運搬量の増減 (択一式, n=125)

増減	回答許可業者数	回答率
0.1-10%減	18	14%
11-20%減	9	7%
21-30%減	2	2%
31%-減	0	0%
変化なし	26	21%
0.1-10%増	28	22%
11-20%増	20	16%
21-30%増	6	5%
31%-増	7	6%
不明	9	7%

4-8-2-8 過去 10 年間の収集運搬量の増減傾向

各許可業者の過去 10 年間の事業系ごみ収集運搬量の増減傾向について、表 4-12 に示す。増加傾向、減少傾向、あまり変わりはないといった回答が、各 30%前後で、あった。1-1 背景で事業系ごみが削減されているとあったが、事業系ごみの増減について、この集計データからだけでは増減の傾向を言うことはできない。

表 4-12 過去 10 年間収集運搬量の増減傾向 (択一式, n=125)

増減	回答許可業者数	回答率
増加傾向にある	38	30%
減少傾向にある	44	35%
あまり変わりはない	36	29%
その他	2	2%
不明	5	4%

4-8-3 自治体が発行している事業系ごみ搬入施策への評価について

自治体が発行している事業系ごみ搬入施策について、許可業者が立地する対象自治体の搬入施策実施の有無と許可業者の搬入施策への評価を把握する。

4-8-3-1 自治体が発行している事業系ごみ搬入施策への全体評価について

自治体が発行している事業系ごみ搬入施策全体への評価について、許可業者の評価を把握する。

自治体が発行している事業系ごみ搬入施策全体への評価について、表 4-13 に示す。施策全体の評価について、やや高く評価するという回答がほぼ半分を占め、搬入施策全体の評価について、評価しているという回答が多かった。

表 4-13 自治体が発行している事業系ごみ搬入施策全体への評価 (択一式, n=120)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	14	12%
やや評価する	56	47%
どちらでもない	28	23%
あまり評価できない	20	17%
全く評価できない	2	2%

4-8-3-2 自治体が発行している各搬入施策への評価について

自治体が発行している各事業系ごみ搬入施策への評価について、許可業者の対象自治体の搬入施策実施の有無と許可業者の搬入施策への評価を把握する。

4-8-3-2-1 検査装置による搬入物検査

自治体が発行している検査装置による搬入物検査について、実施有無と評価について、表 4-14、表 4-15 にそれぞれ示す。検査装置は、効果的で、搬入の際に、時間短縮となるが、装置設置にコストがかかるため、実施している自治体は少ない。また実施している自治体内の許可業者の評価においては、やや評価する、どちらでもない、が多かった。

表 4-14 検査装置による搬入物検査の有無（択一式、n=113）

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	23	21%
実施していない	89	79%

表 4-15 検査装置による搬入物検査への評価（択一式、n=23）

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	5	22%
やや評価する	7	30%
どちらでもない	8	35%
あまり評価できない	2	9%
全く評価できない	1	4%

4-8-3-2-2 検査装置を使わない搬入物検査

自治体が発行している検査装置を使わない搬入物検査について、実施有無と評価について、表 4-16、表 4-17 にそれぞれ示す。検査装置による搬入物検査とは違い、コストが少ないため、検査装置を使わない搬入物検査は多く実施されている。また評価においては、やや評価する、どちらでもない、が多かった。

表 4-16 検査装置を使わない搬入物検査の有無（択一式、n=113）

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	87	77%
実施していない	26	23%

表 4-17 検査装置を使わない搬入物検査への評価 (択一式, n=87)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	7	8%
やや評価する	34	39%
どちらでもない	33	38%
あまり評価できない	10	11%
全く評価できない	3	3%

4-8-3-2-3 資源化可能物への搬入規制

自治体が実施している資源化可能物への搬入規制について、実施有無と評価について、表 4-18, 表 4-19 にそれぞれ示す。資源化可能物への搬入規制は多くの自治体で実施されている。また多くの許可業者から評価されている施策である。

表 4-18 資源化可能物への搬入規制の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	86	76%
実施していない	27	24%

表 4-19 資源化可能物への搬入規制への評価 (択一式, n=86)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	21	24%
やや評価する	38	44%
どちらでもない	18	21%
あまり評価できない	7	8%
全く評価できない	2	2%

4-8-3-2-4 産廃混入への対策

自治体が実施している産廃混入への対策について、実施有無と評価について、表 4-20, 表 4-21 にそれぞれ示す。ほとんどの自治体で、産廃混入への対策を実施している。半数以上の許可業者が産廃混入への対策について評価している。

表 4-20 産廃混入への対策の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	104	92%
実施していない	9	8%

表 4-21 産廃混入への対策への評価 (択一式, n=104)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	18	17%
やや評価する	38	37%
どちらでもない	29	28%
あまり評価できない	14	13%
全く評価できない	5	5%

4-8-3-2-5 他自治体のごみ混入への対策

自治体が実施している他自治体のごみ混入への対策について、実施有無と評価について、表 4-22, 表 4-23 にそれぞれ示す。実施している自治体が 80%を超えるが、一方で、どちらでもない、あまり評価できない、と回答した許可業者も少なくはなかった。

表 4-22 他自治体のごみ混入への対策の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	93	82%
実施していない	20	18%

表 4-23 他自治体のごみ混入への対策への評価 (択一式, n=93)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	17	18%
やや評価する	29	31%
どちらでもない	28	30%
あまり評価できない	16	17%
全く評価できない	3	3%

4-8-3-2-6 生ごみへの搬入規制

自治体が実施している生ごみへの搬入規制について、実施有無と評価について、表 4-24, 表 4-25 にそれぞれ示す。生ごみへの搬入規制において、実施している自治体を実施していない自治体と比べて少し多いといった程度であった。また評価に関しては、どちらでもないが、最も多かった。

表 4-24 生ごみへの搬入規制の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	71	63%
実施していない	42	37%

表 4-25 生ごみへの搬入規制の評価 (択一式, n=71)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	6	8%
やや評価する	22	31%
どちらでもない	30	42%
あまり評価できない	9	13%
全く評価できない	4	6%

4-8-3-2-7 処理困難物への搬入規制

自治体が実施している処理困難物への搬入規制について、実施有無と評価について、表 4-26、表 4-27 にそれぞれ示す。実施していると回答した許可業者が 95%を占め、許可業者からの評価も高かった。

表 4-26 処理困難物への搬入規制の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	107	95%
実施していない	6	5%

表 4-27 処理困難物への搬入規制の評価 (択一式, n=107)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	24	22%
やや評価する	34	32%
どちらでもない	35	33%
あまり評価できない	11	10%
全く評価できない	3	3%

4-8-3-2-8 許可業者への搬入事前予約の義務化

自治体が実施している許可業者への搬入事前予約の義務化について、実施有無と評価について、表 4-28、表 4-29 にそれぞれ示す。実施していない自治体が 7割と多い。また評価のところで、許可業者への事前予約の義務化は、手間がかかることから、許可業者からの評価は低いと予測したが、やや評価が高いという結果になった。

表 4-28 許可業者への搬入事前予約の義務化の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	32	28%
実施していない	81	72%

表 4-29 許可業者への搬入事前予約の義務化の評価 (択一式, n=32)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	2	6%
やや評価する	9	28%
どちらでもない	14	44%
あまり評価できない	4	13%
全く評価できない	3	9%

4-8-3-2-9 自己搬入者への搬入事前予約の義務化

自治体が実施している自己搬入者への搬入事前予約の義務化について、実施有無と評価について、表 4-30、表 4-31 にそれぞれ示す。実施していない自治体がこちらもおよそ 7 割と多い。どちらでもないという回答が最も多く、許可業者と自己搬入者との関係性が弱いと予測できる。

表 4-30 自己搬入者への搬入事前予約の義務化の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	40	35%
実施していない	73	65%

表 4-31 自己搬入者への搬入事前予約の義務化への評価 (択一式, n=40)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	2	5%
やや評価する	9	23%
どちらでもない	14	35%
あまり評価できない	4	10%
全く評価できない	3	8%

4-8-3-2-10 ごみピット内に監視カメラの設置

自治体が実施しているごみピット内への監視カメラの設置について、実施有無と評価について、表 4-32、表 4-33 にそれぞれ示す。8 割以上の自治体の実施しており、許可業者からの評価も高い。

表 4-32 ごみピット内への監視カメラの設置の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	94	83%
実施していない	19	17%

表 4-33 ごみピット内への監視カメラの設置への評価 (択一式, n=94)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	27	29%
やや評価する	35	37%
どちらでもない	28	30%
あまり評価できない	3	3%
全く評価できない	1	1%

4-8-3-2-11 不適正搬入物の排出場所の特定

自治体を実施している不適正搬入物の排出場所の特定について、実施有無と評価について、表 4-34、表 4-35 にそれぞれ示す。約 7 割の自治体で実施しており、許可業者からの評価も高い。不適正搬入物の排出場所の特定によっては、違反排出事業者も特定できる可能性もある。違反排出事業者の取り締まりは、事業系ごみ出しの分別の問題の改善にもつながるため、評価が高いのではないかと。

表 4-34 不適正搬入物の排出場所の特定の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	78	69%
実施していない	35	31%

表 4-35 不適正搬入物の排出場所の特定への評価 (択一式, n=78)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	6	8%
やや評価する	34	44%
どちらでもない	30	38%
あまり評価できない	7	9%
全く評価できない	1	1%

4-8-3-2-12 事業系の有料指定袋制度

自治体を実施している事業系の有料指定袋制度について、実施有無と評価について、表 4-36、表 4-37 にそれぞれ示す。実施していない自治体が約 6 割で実施している自治体が約 4 割程度であった。事業系ごみの有料指定袋制度は許可業者にとっては、排出事業者が排出の際に、委託料金と別にさらに袋代がかかるといった不満等を浴びる可能性があり、不都合であるため評価が低いと予測したが、予測とは異なり、評価が高かった。

表 4-36 事業系の有料指定袋制度の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	48	42%
実施していない	65	58%

表 4-37 事業系の有料指定袋制度への評価 (択一式, n=48)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	13	27%
やや評価する	14	29%
どちらでもない	12	25%
あまり評価できない	5	10%
全く評価できない	4	8%

4-8-3-2-13 事業系ごみ処理手数料の値上げ

平成 24 年度までに自治体を実施した事業系ごみ処理手数料の値上げについて、実施有無と評価について、表 4-38、表 4-39 にそれぞれ示す。実施している自治体が約 8 割と多く、事業系ごみ処理手数料の値上げは、評価からわかるように、許可業者には評価されない。

表 4-38 事業系ごみ処理手数料の値上げの有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	87	77%
実施していない	26	23%

表 4-39 事業系ごみ処理手数料の値上げへの評価 (択一式, n=87)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	5	6%
やや評価する	19	22%
どちらでもない	37	43%
あまり評価できない	20	23%
全く評価できない	6	7%

4-8-3-2-14 許可業者への研修会等の開催

自治体を実施している許可業者への研修会等の開催について、実施有無と評価について、表 4-40、表 4-41 にそれぞれ示す。実施している自治体が約 6 割で、非常に高く評価されている。

表 4-40 許可業者への研修会等の開催の有無 (択一式, n=113)

実施の有無	回答許可業者数	回答率
実施している	66	58%
実施していない	47	42%

表 4-41 許可業者への研修会等の開催への評価 (択一式, n=66)

評価	回答許可業者数	回答率
高く評価する	11	17%
やや評価する	22	33%
どちらでもない	21	32%
あまり評価できない	10	15%
全く評価できない	2	3%

4-8-4 その他について

許可業者の現状と実施実態を把握するため、自由記述欄等を設け、自治体や排出事業者に対しての率直な意見・要望を把握する。

4-8-4-1 委託先確保のための業務

委託先確保のための業務内容を表 4-42 に示した。その他の委託先確保のための業務内容は HP、タウンページへの掲載、市からの紹介、優良認定等があった。また事業規模を考え、現在は委託を獲得しようとは考えていないといった内容もあった。

表 4-42 委託を受けるための業務 (複数回答可, n=84)

業務内容	回答許可業者数	回答率
パンフレット作成	30	36%
市ウェブサイトでの周知	15	18%
排出事業者への営業活動	66	79%
広告掲載	7	8%
その他	9	11%

4-8-4-2 収集運搬業務に関する自治体への要望

収集運搬業務において、自治体への要望に関しての自由記述欄を設け、許可業者の自治体への意見・要望の結果をまとめ、表 4-43 に整理した。カッコ内の数字は意見が重複していた数を示す。分類は、排出事業者への指導について、自治体との連携について、処理計画見直しの要望、営業活動時間について、許可規制の適正化について、焼却場での要望、特に不満なし、その他の要望、の大きく 9 つの項目に分けられた。

排出事業者への指導について、排出事業者の廃棄物への意識向上、リサイクル率の向上、搬入のスムーズ化のために、排出事業者への指導の強化が必要であるという意見が多かった。指導内容としては、分別排出、一般ごみ収集場所への搬出禁止、適正料金に向けた手数料条例の趣旨説明、廃棄物処理費変更等の際の報告等が挙げられた。また自治体との連携について、許可業者、自治体間で、許可業者への研修会、説明会等を開催し、許可業者と行政の質疑応答の場を設けコミュニケーションをとってほしいという意見が数多くあった。その理由として、共同の焼却場をつくる計画があり、人口の減少とごみ処理の計画をどのようにバランスをとっていくのか不安がある。処理費用において、処分先によって大

きな費用差がでているため、納得のできる説明をしてほしい等が挙げられた。

4-8-4-3 収集運搬業務に関する排出事業者への要望

収集運搬業務において、排出事業者への要望に関しての自由記述欄を設け、許可業者の排出事業者への意見・要望の結果をまとめ、表 4-44 に整理した。分類は大きく排出する際について、排出事業者への知識不足について、金額設定について、許可業者を選択する際について、回収する際について、その他の要望、の大きく 6 つの項目に分けた。

排出する際について、分別排出への理解と協力をしてほしいという要望が圧倒的に多く、水切りも行ってほしいといった要望があった。また排出事業者の知識不足について、一般廃棄物、産業廃棄物等の違いの把握、金額設定について、正当な料金設定の理解をしてほしいという要望等が挙げられた。

4-8-4-4 収集運搬業務に関する他の収集運搬許可業者への要望

収集運搬業務において、他の許可業者への要望に関しての自由記述欄を設け、許可業者の他の許可業者への意見・要望の結果をまとめ、表 4-45 に整理した。分類は大きく価格競争について、共助への要望について、マナーやルールについて、に大きく 3 つの項目に分けた。

価格競争について、適切な価格競争が必要であるといった要望が数多くあった。また共助への要望については、特殊車両の共用、収集に際してのイメージアップ等、前向きなことが多く挙げられた。マナーやルールについて、知識不足であることや、不当な値下げといったマナー違反になる行為はやめてほしいといった意見が多かった。

4-9 まとめ

アンケート調査により明らかになった、許可業者の実施実態と事業系ごみ搬入施策に関する許可業者の評価について、結果のまとめを示す。

表 4-43 収集運搬業務に関する自治体への要望 (n=50)

筆者による分類	自治体への要望	
排出事業者への指導について(14)	一般ごみ収集場所への搬出禁止の徹底	
	リサイクル率の向上のため、もう少し分別検査を厳格に行った方がいいのではないか。	
	排出事業者への指導を強化してほしい。(7)	
	他市からのごみの持ち込みに対する指導を聞いたことがない。	
	事業系店舗への自己処理の徹底及びUPR不足、店舗への調査・指導不足(2)	
	排出事業者向けのごみの出し方の案内が必要である。	
	廃棄物処理費の変更の際、収集運搬業者が交渉するのはどうか。	
	自治体から許可業者へのしめつけは高いが、排出事業者そのものが廃棄物への意識が低い。	
	分別排出について、許可収集運搬業者への指導だけでなく、排出事業者への指導も強化してもらいたい。(4)	
	一般ごみ収集場所への搬出禁止の徹底	
	2800の事業所のうち一廃事業者と契約しているところは1000か所だけ、残りは家庭ごみで廃棄されているため、そちらの対応、規制をしてほしい。	
	排出事業者への廃棄物に関する啓蒙活動を推進してほしい	
	スーパー関係のごみ収集にあたっての分別の指導を行ってほしい。	
	自治体との連携について(8)	排出事業者への適正料金に向けた手数料条例の趣旨説明、適正処理について啓蒙事業を適時行ってほしい。
許可業者への研修会等を開催し、許可業者と行政の質疑応答の場を設けコミュニケーションをとることができれば良い。(2)		
各自治体の収集運搬業者の声を取り上げてほしい。		
処分先によって大きな費用差があるので、今後の方向性を注視しながら、自治体と話す機会を設けてほしい。		
共同の焼却場をつくる計画があり、人口の減少とごみ処理の計画をどのようにバランスをとっていくのか不安がある。自治体の許可業者、排出事業者とのコミュニケーションが必要である。		
各市の担当者が2年間で移動する現状で、無知などで逃げてしまう傾向にある。在任期間が短すぎる。ベテランを置くの対応と育成が必要である。		
担当者によって報告書等のフォームが変わったり集計内容が変化するため、短期間で異動するのは、やめてほしい。		
事業系一般廃棄物は各市町村の定める処理計画に伴う基準になる、自治体ごとに処分方法が違うので、事業系一般廃棄物の受け入れ基準も異なるが、市町村合併により異なる基準のまま同じ自治体になってしまい、複数の市町村より許可を受けていた当社は対応に苦慮した。		
行政と事務組合が密接な連携を図り、直面するごみ行政の課題解決に向けた取り組みを行うことが必要である。		
近年の入れ制度では契約期間が1年間が多いが特殊車両を使用するため5年間ぐらいの契約が望ましい。		
可燃系粗大ごみの破砕施設の能力不足により適正処理が困難な状態であるといった適正なごみ処理計画の見直しが必要である。		
市役所の処理経費が割高である。自社ですれば30%以上削ることができる。		
搬入券を以前のように支所でももらえるようにしてほしい。現在は市役所まで取りに行かなければならない。搬入期限が1ヵ月は短いので1年間にしてほしい。		
処理計画見直しの要望(8)		産業廃棄物のようにある程度の広域的な統一基準の検討を要望したい。
	有料袋導入当初はごみの減量が実感されたが、最近は慣れたためなのか、減量に結びついていない実感はない。	
	搬入料金において110kgから200kgまで2000円という料金設定を、10kg単位の料金設定にしてほしい。	
	廃棄物処理法に基づき、適正な一般処理計画を作成し、その計画に基づき適正な施策を実施してもらいたい。	
	24時間365日営業活動をする小売、大手スーパー、外食チェーンが多い中、事業系ごみの搬入規制が厳しすぎる。平日月から金のみでは土日に発生したごみの行き場がない。またそれが他自治体焼却場等への流出や不法投棄に影響しないとも言えない。	
	老人ホーム施設等は毎日の回収なので、処理物が土日祭日いつでも処理できるようにしてほしい。特に夏場は積み置きが大変である。	
	年末から正月にかけて、市のごみが増えるにも関わらず、受け入れが出来ない。当然運搬車にストックするしかなく車両の数も多くなる。事業系ごみのストックヤードとなると非常に難しく特に生ごみは様々な問題が残る。(3)	
	日曜日及び正月3日は受け入れできない。サービス業が増加している現在では24時間営業の店舗も多く処理工場も365日稼働を望んでいる。	
	年末年始の焼却施設の搬入規制が厳しい。	
	祝日の搬入の受け入れができないので、その対応をしてほしい。(2)	
	ごみの受け入れも土曜、祝日の受け入れ時間の延長も検討してほしい。	
	許可業者が過剰なので適正化を要望する。	
	基本計画に基づいた適正な業者数の設定をしてほしい。(3)	
	許可規制の適正化について(7)	少ない人口に対して許可業者は130程度、申請すれば許可が出ていたことがあり実働していない業者が沢山ある。許可更新時には厳選し人口に対して適切な業者数としてもらいたい。
事業系ごみを含めて一般廃棄物処理は市の固有事務であり自由競争で行うものではない。		
適度の規制緩和の考え方を持ち込むべき業種ではない。(2)		
排出量の限界と許す許可業者の在り方を真剣に考えてもらいたい。		
一般廃棄物収集業は自由業ではないということを認識してほしい。		
焼却場での要望(1) 特に不満なし(1)		混雑時の施設への入退場の誘導があげばよい。
		市より委託をもらっているため要望は特がない。
		異物混入があった際に、収集業者に話ができるのはおかしい。
		以前から観光産業が盛んな地域であり、リゾートマンションなどから排出される他の都道府県の住民が分別を行った廃棄物を、当該自治体の受け入れ基準に合わせて、もう一度すべて分別する必要があるので、その際、他の地域からきた住民が分別が違うと適正処理が行われているのかといった疑問が出てくる。そうした問題にも対応する必要があるはず。
		家電、容器包装、建設、食品の新しいリサイクル法についても、新しいゆえに明確な基準が難しいこと、所管が環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省と様々な状況であるなか、収集運搬事業者としては、廃棄物に対する統一的な基準を要望したい。
		事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分について周知を図る必要がある。(3)
		市指定有料袋制度がスタートしているが、事業系ごみ袋の料金が市民向け指定袋の料金が2倍で事業者の大きな不満となっている。事業者は高い袋を負担する上に、許可業者に有料で収集運搬委託しなければならず、処理費用を二重に負担していると不満を言う事業者が多い。
		処分費アップはわかるが、排出者への一方的な説明のみで収集者への価格負担が多い。
		資源系ごみの市民等による窃盗の取り締まりもお願いしたい。
	処分費や施設等を理由に、他自治体よりゴミの搬入があるが対策はなされていない。	
	市ごとの委託業者とそれ以外の業者とのごみ搬入の検査には大きな差がある。市委託業者に対しては事業系一般廃棄物の搬入時検査はほとんどやらないのでごみの混入が多い。	
	事業系廃棄物という認識が低い方々への意識の底上げに力を入れてほしい。	
	観光(他市・他地域)の方へのゴミ分別の周知活動をお願いしたい。	
	意見交換や研究を行い、適切な処理業務を行ってほしい。	
その他の要望(15)	一般廃棄物の処理責任は法に定める処理基準を踏まえ、適正処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、収集運搬業者の許可運用を行ってほしい。	
	法改正の周知が遅く、きちんと伝わっていない。	
	クリーンセンターの処理困難物が多すぎて市民が困っている。決して排出が想定されない物ではないため、一刻も早い対応が望まれる。	

表 4-44 収集運搬業務に関する排出事業者への要望 (n=62)

筆者による分類	排出事業者への要望
排出する際について(8)	分別排出への理解協力(23)
	生ごみの水切りの徹底(3)
	紙類は全て可燃という考え方をしている方が多い。(2)
	宿泊業からの排出の分別の徹底
	契約以外の廃棄物が出されていることがある。
排出事業者への知識不足について(8)	ビン、缶といった資源ごみはラベルをはがす、中身を出して洗うといったことは一切なく問題意識が低い。(2)
	自己搬入、業者委託を守り自治会ステーション等へのごみ出しを無くしてほしい。
	有価物、資源ごみの分別(3)
	リサイクルへの関心を持ってほしい。(5)
	一般廃棄物、産業廃棄物等の知識向上(7)
金額設定について(4)	専任の指導員が少ない為、従業員への周知徹底不足、特に国外従事者の教育 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別を理解してほしい。(2)
	減量計画への理解と協力
	廃棄物処理法を理解してほしい。
	排出ルールを守ってほしい。(5)
	排出事業者責任を意識し、一般廃棄物、産業廃棄物の区別の知識のみならず、資源化 できる物や廃棄物の処理フロー等興味を持つべきである。
許可業者を選択する際について(3)	排出量、場所、時間により価格がまちまちであるため、月額固定料金もあればその都度 重量換算での請求もある、料金算出の根拠が排出者に理解されにくい。
	輸送(収集運搬)、人件費、有価にならない残査物の処分費など、資源に回すまでに費用 がかかっていることが知られていない。
	段ボール等は有価で引き取りが主流であるが、相場での金額変動に対してなかなか理 解してもらえない。
	正当な料金設定への理解(7)
	信頼できる許可業者を選択してほしい。
回収する際について(2)	価格競争が横行しているため廃棄物関連法に準拠した業者選定及び契約を希望する。 金額だけで決めないでほしい。
	時間指定の回収が厳しいときがある。
その他の要望(2)	排出事業者の場所によっては排出設備が古く、大型車両が入らない所もあり、コスト高 となるので、できれば改修してほしい。
	事業を行う上で使用する物はいずれ不要物になる、将来の産業廃棄物及びリサイクルを 見据えた製品を使用してほしい。
	廃棄物もきちんと選別されており、運搬作業の際も特に問題なく遂行できている。

表 4-45 収集運搬業務に関する他の収集運搬許可業者への要望 (n=24)

筆者による分類	他の収集運搬許可業者への要望
価格競争について(9)	適切な価格競争が必要である。(7)
	度を過ぎた低料金化は長引く燃料費の高騰等を考えれば各社、不都合が多いはずである。
	顧客は収集運搬単価が安い業者を選ぶが、適正な単価を無視し安易に安くすることで相場が崩 れ、均衡を保つことが困難になる。
	ある程度は適正な価格帯を守ってほしい。
	収集運搬は基本的に排出事業者よりもらう費用から処分費用を差し引いた差額が利益となるが、 無理な価格での取引が多く、燃料、人件費の高騰に苦しんでいる。
共助への要望について(8)	処分費も出ないような金額で営業するようなことはやめてほしい。
	田舎なのでなかなか新規開拓もできず、安い業者に決まることが多いので適正価格でお願いした い。
	処分量より低い金額で契約されていることが多々ある、ダンピングなのか、何か違法なことで埋め 合わされているのかわからないがやめてほしい。
	情報共有が必要である。
	利益によって人の教育を進め、この業界のイメージアップが人の採用にも必要である。
マナーやルールについて(8)	特殊車両の共用などができれば良いと考えている。
	近年は許可をもたない「便利屋」的業務代行サービスの業者が目立っており、顧客の取り合いに なっている、排出者の知識の無さ、安ければ良いという考え方をなくすように連携して周知した い。
	将来のごみ収集の民間委託を見越して建設業者や運送業者までが市の収集運搬許可を取り、既 存の事業者を奪い合っているのが現状。新規参入の業者は顧客を獲得するためにダンピング營 業を展開し、これに応じて我々も値下げして対抗せざるをなく、互いに首を絞めあっているのが現 状。
	許可業者としてサービスの質向上とコンプライアンス対応の強化
	収集に際して、車のスピード、荷物の扉を閉める、常識的なマナーを守ること等、全体でより一層 イメージアップをしたい。
マナーやルールについて(8)	同業者との提携を実施し、得意分野を拡大して顧客拡大につなげたい。
	自社も含めてだが、危険物、有害物の勉強が必要である。
	法、条例、指針まで勉強が必要である。
	他市への無許可収集、複数許可業者は安い処分料市へのごみの持ち込み禁止
	他市からの許可を受けた業者で近隣市のごみを併せて積み当市の焼却場で処分することがあ る。他市の処理料金が当市の処理料金に比べ高い場合は特にそのような事態が発生する、なる べく他市の許可を受けた場合には車両の色を変える等の工夫をしてもらいたい。
マナーやルールについて(8)	他自治体への搬入はやめてほしい。
	不正な搬入と無理なダンピングはやめてほしい。
	不当な費用の値下げや分別の安易化を条件として外交に廻る業者がいるが責任ある仕事と思 う。
	処分量より低い金額で契約されていることが多々ある、ダンピングなのか、何か違法なことで埋め 合わされているのかわからないがやめてほしい。

4-9-1 許可業者の実施実態について

許可業者の60%は30名以下の従業員数で収集運搬業務を遂行し、またほぼ全ての許可業者が資源回収や産業廃棄物収集運搬等といった他の業務を行っていることがわかった。また許可取得自治体数において約75%の許可業者が3市以内のみでしか収集運搬を行っておらず、立地する1市のみ、または隣接する市町村程度で数が足りていると考える業者が多いのではないかと。また他の業務を主としている業者も多いのではないかと。さらに、収集運搬車両保有台数も6台以下の許可業者が約60%を占め、許可業者のほとんどは小規模の業者だと推測される。しかし従業員数が100名以上といった許可業者や、許可取得自治体数が30市以上といった許可業者、収集運搬車両台数51台以上保有している許可業者といった等の大規模な許可業者も東京都内や札幌市といった都市に存在する。

事業系ごみ収集運搬量に関しては、年間3000トン以下の業者がおよそ80%を占め、前年度比や過去10年間の収集運搬量のデータをみるだけでは、量が増えたとも減ったとも言い難い。事業系ごみの増減には許可業者が存在する周りの立地環境等が影響している可能性がある。また許可業者から自治体への意見で、ごみ削減のためのごみ袋有料化においては効果が短く、長期間で見るとごみの増減はあまり変わらないというデータもあることがわかった。他にも年間収集運搬量が0トンの業者も2業者あった。この2つの許可業者は業務内容としては事業系ごみ収集運搬を行っているが、許可を取得しているのみで、このような許可業者が数多く存在する自治体では、規制をおこなっておらず、事業系ごみ削減等に配慮していないと考えられる。

環境問題への意識に関しては、収集運搬業務と別に、資源回収も多くの許可業者が行っているからか、意識は非常に高く、排出事業者に対しても分別の徹底や環境問題への意識の低さの指摘等があった。しかし、未だに環境問題への意識がない許可業者も少ないが、存在するというを確認できた。

4-9-2 許可業者の搬入施策への評価について

4-8-3で示した許可業者における搬入施策全体の評価と各搬入施策の評価を、5段階で最も多い割合を示した評価について○、次に多かった割合の評価について△を示し、表4-46に整理した。表をみて各搬入施策の中で、許可業者にとって、あまり評価できない施策はないようである。ほぼ全ての施策においてやや評価しているとなっている。搬入施策については、評価しているということは理解があるということである。搬入事前予約の義務化や搬入物検査は、許可業者にとっては、時間と手間がかかるが、これらの評価も低くないことから、搬入事前予約の義務化や搬入物検査に理解があると推測できる。事業系ごみ処理手数料の値上げについてもあまり評価できないとなっているが、全く評価していないという訳ではなく、手数料値上がりの理解はあるようである。(表4-43参照)また資源化可能物への搬入規制を高く評価していることから、環境への意識が高いと予測できる。有料指定袋制度について、高く評価しているのは予測外であった(4-8-4-2-12参照)が、実質的

なコストがかかるのは排出事業者であり、有料指定袋で事業系ごみ削減につながれば良いと考えている許可業者もあるのではないだろうか。不適正搬入物の排出場所の特定によっては、違反排出事業者も特定できる可能性もあり、違反排出事業者の取り締まりは、事業系ごみ出しの分別の問題の改善にもつながるため、評価が高いのではないか。

表 4-46 許可業者における各搬入施策の 5 段階評価

評価	搬入施策全体	検査装置による搬入物検査(施策1)	検査装置を使わない搬入物検査(施策2)	資源化可能物への搬入規制(施策3)	産廃混入への対策(施策4)	他自治体のごみ混入への対策(施策5)	(生ごみへの搬入規制(施策6)	処理困難物への搬入規制(施策7)	許可業者への搬入事前予約の義務化(施策8)	自己搬入者への搬入事前予約の義務化(施策9)	ごみピット内に監視カメラの設置(施策10)	不適正搬入物の排出場所の特定(施策11)	事業系の有料指定袋制度(施策12)	事業系ごみ処理手数料の値上げ(施策13)	許可業者への研修会等の開催(施策14)
高く評価する				△									△		
やや評価する	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○		○
どちらでもない	△	○	△		△	△	○	○	○	○	△	△		○	△
あまり評価できない														△	
評価できない															
有効回答数	120	23	87	86	104	93	71	107	32	40	94	78	48	87	66

4-9-3 許可業者の自治体に対する評価について

自治体を実施している排出事業者への指導について、排出事業者の廃棄物への意識向上、リサイクル率の向上、搬入のスムーズ化のために、排出事業者への指導の強化が必要であるとあった。指導内容としては、分別排出、一般ごみ収集場所への搬出禁止、適正料金に向けた手数料条例の趣旨説明、廃棄物処理費変更等の際の報告等が挙げられた。

許可業者と自治体との連携について、許可業者と自治体間で、許可業者への研修会、説明会等を開催し、許可業者と行政の質疑応答の場を設けコミュニケーションをとってほしいとあった。その理由として、共同の焼却場をつくる計画があり、人口の減少とごみ処理の計画をどのようにバランスをとっていくのか不安がある、処理費用において、処分先によって大きな費用差がでているため、納得できる説明をしてほしいとあった。また各市の担当者が 2 年間で異動する現状で、それが原因となり、法改正の周知が遅く、きちんと伝わっていないという事態や、担当者によって報告書等のフォームが変わり、集計内容が変化するといった問題が引き起こされている。ベテランを置く等の対応と担当者の育成が必要であるとしている。

自治体の事業系ごみ処理計画見直しについては、処理料金の見直しを検討してほしいとある。搬入の際に必要な搬入券を市役所まで取りに行かなければならないので、以前のように支所でももらえるようにしてほしい。また搬入券の搬入期限が 1 カ月では短いため、1 年間にしてほしい等といった内容であった。

自治体の処理施設、営業時間活動について、24 時間 365 日営業活動をする小売業や老人ホーム施設等の事業系ごみの搬入において、稼働時間は短くても良いので、休日の受け入れ対応を検討してほしいとある。夏場は積み置きが大変であり、特に生ごみはさまざまな

問題が残り、またそれらが原因で、他自治体焼却場等への流出や不法投棄に影響しないとも言えないはずである。他にも年末から正月にかけて、市のごみが増えるにも関わらず、受け入れができないとなると、運搬車にストックするしかなく、車両の数が多くなり、事業系ごみのストックヤードとなると、非常に難しい問題となるとあった。

自治体を実施している許可規制の適正化について、基本計画に基づいた適正な業者数の設定をしていないとある。許可更新時には厳選し人口に対して妥当な業者数に絞ってほしいとあった。また事業系ごみを含めて一般廃棄物処理は、市の固有事務であり自由競争で行うものではない、適度の規制緩和の考え方を持ち込むべき業種ではないと許可規制緩和に厳しく批判する評価もあった。

<参考文献>

- 1) 月刊廃棄物編集部：事業系一般廃棄物対策，月刊廃棄物，39(7)，pp.10-11(2013)